

パブリックコメントの回答について

「無料法律相談日の増について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和6年1月24日から2月26日まで募集し、1名から1件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
大変ありがたい行政サービスです。 私どもの団地ではご近所トラブルや、空き家に関する苦情などが、町内会に持ち込まれることがしばしばです。都度、この法律相談を紹介し、推奨しています。 事案の内容や、本人の状態によっては町内会役員や、民生委員が同行することもありました。月に4回実施していただければ相談者の都合もつけやすくなります。	無料法律相談は大変好評をいただいております。月2回の実施では予約を取るのが難しい状況が続いていました。月4回にすることで予約が取りやすくなり、より多くの市民に活用していただけると期待しております。